

記入例

【(国内大学等進学者用) 進学後記入欄】

※海外大学進学者は記入不要です。

学籍番号	入学式で配布する学生証に記載があります。		
学部・学科	入学する学部・学科を記入してください。		
氏名(カナ)	ジョウホウ タロウ		
氏名(漢字)	情報 太郎		
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒 1234567 北海道 情報市 大学町 44-11 HIUアパート16号室	
	電話番号	123 - 4567 - 8910	携帯電話番号 123 - 4567 - 8910

こちらの連絡先に連絡します。
確認事項がある場合、

1. 奨学金振込口座について (全員次の口をチェック) 奨学金は学生本人の名義の口座にのみ入金になります。

- 採用候補者本人名義の普通預金(通常貯金)口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口をチェック)

- 進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月より自宅通学となるため)。
実家から通学する方
- 進学届にて「自宅外通学」を選択します(入学月より自宅外通学となるため)。
については、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。
学生寮など一人暮らし先から通学する方

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要」と印字がある人は、次のどちらかの口をチェック)

- 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
※「貸与奨学生採用候補者のしおり」18ページのとおり、事前に「国の教育ローン」の申込み等
手続きを行う必要があります。また、進学後に提出する進学届で下記①か②のいずれかの日付
情報を入力するため、予め本紙にも日付を記載してください。 通知文は大切に保管してください
- ①保護者等が日本政策金融公庫から受領した「融資できない旨が記載された
日本政策金融公庫発行の通知文」の日付 : 202 年 月 日
- ②保護者等が「国の教育ローン」を申込みできないことを
日本政策金融公庫へ確認した日付 : 202 年 月 日
- インターネットで提出する進学届の提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を辞退します(「国の教育ローン」を申し込んで利用できなかった場合又は申し込まなかった場合を含む)。

保護者等が日本政策金融公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口をチェック)

条件は「貸与奨学金採用候補者のしおり」PI5~で確認してください

- 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
- 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します(条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。

★本通知【提出用】を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

例年、不備が多いです。対象となっている方は注意して記入してください。

【本人保管用】は大切に保管してください。

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和7年●月●日

Table with registration number, school year, name, and other details.

独立行政法人 日本学生支援機構



(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和8年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
ついては、あなたが令和8年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

Table showing application content: 給付奨学金, 貸与奨学金, 入学時特別増額貸与奨学金.

Table showing selection results: 給付奨学金, 貸与奨学金 (A, I, U).

Table with requirements and selection results for various categories like nationality, income, and academic performance.

- ※1 給付奨学金の選考結果欄に「多子世帯」の表示があれば、多子世帯に属していると判定しています。
※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未解消或未提出等の理由による判定不可を含む。）、「-」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
※3 給付奨学金の資産に関する基準は、申告した資産額合計が5,000万円未満の場合は「○」、多子世帯に属しているとして判定されておりかつ資産額合計が5,000万円以上3億円未満の場合は「△」、どちらにも該当しない場合は「×」が記載されています。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

Table detailing scholarship terms: 給付奨学金, 第一種奨学金, 第二種奨学金, 入学時特別増額貸与奨学金.

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）
※ 進学後の手続きにて必要になります。

ABCDE98765

こちらのパスワードは「進学届」で使用します。

重要事項 必ず確認してください

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校（課程）は次のとおりです。

学校種別（課程）		給付奨学金	貸与奨学金
国内大学等	大学・短期大学	○※1	○
	通信教育課程・放送大学	○※1	×※2
		別科	×
	専修学校（専門課程）	○※1	○
	通信教育課程	○※1	×※2
高等専門学校（4年次）		○※1	○※4
海外大学	×	○※5	

- ※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限り、なお、毎年、国・地方公共団体により審査が行われるため、対象校には変動があります。
 ● 毎年9月初旬頃に最新の対象校一覧が公表されます。 https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm（文部科学省）
- ※2 進学届による手続きはできませんが、スクーリング受講者は進学後に奨学金の申込みが可能です。進学後に進学先の学校に相談してください。（在学採用）。
- ※3 対象となる別科については、「貸与奨学生採用候補者のしおり」7ページにてご確認ください。
- ※4 高等専門学校4年次に編入する場合があります。
- ※5 海外大学で利用できる奨学金は、第二種奨学金（+入学時特別増額貸与奨学金）のみです。なお、対象となる学校は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページにてご確認ください。



2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知（【提出用】）と併せて必要書類等を提出し、スカラネット（インターネット）から「進学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」にてご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomiyoyaku/yoyakukouhosha/index.html>



3. 貸与奨学金に係る留意点について

日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があります。将来返還する時の負担を十分考慮し、貸与を受けることの必要性及び本当に必要な金額について、保護者の方等ともよく相談し、借りるようにしてください。

4. 採用候補者の採否等に関するQ&Aについて

給付奨学金及び貸与奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず対象になり、多い世帯の人は対象にならないというものではありません。

より具体的に確認する方法として、本機構ホームページに計算手順等を掲載していますので、採否等に疑問のある方等は、下記のページよりご確認ください。

また、多子世帯として採用されていないこと等に疑問がある場合は、下記の「【高校生等対象】給付奨学金の選考について」ページに掲載の、「給付奨学金奨学生（採用候補者）の採否等に関するQ&A」をご確認ください。

◆【高校生等対象】給付奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomiyoyaku/yoyakukouhosha/koukou_kyufu_qa.html ▶

◆【高校生等対象】貸与奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomiyoyaku/yoyakukouhosha/koukou_taiyo_qa.html ▶



（多子世帯支援における新たに生まれた子等の取扱い）

生計維持者に2025年1月1日以降に生まれた子等がいる場合は、
 ・ 給付奨学金の採用候補者となったが多子世帯であると判定されなかった人は進学後に進学先でお手続きいただくことで
 ・ 給付奨学金の採用候補者とならなかった人は進学後に進学先で在学採用に申し込む際に申告いただくことで
 一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。また、詳細は本機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kaiker7tashikakudai/arataniumaretako.html>



（秋入学について）

給付奨学金については、採用決定後も毎年10月に家計基準の見直しを行います。秋入学の場合、入学月によっては「進学届」の提出に併せて家計基準の見直しを行うことがあるため、表面「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」に記載の給付奨学金の利用条件にある支援区分での採用とならない場合があります。

（進学のために離職を予定している方の特例措置について）

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収が見込まれる場合は、進学する本人の所得を算入しない特例措置が適用される場合があります。詳細は、本機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomiyoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



（奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて）

1 本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者 理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該判決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。